

平成 11 年度包括外部監査

監査のテーマ：財産管理

Ⅳ 監査の結果

第 1 土地の管理について

2 土地の管理の監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
（３）適切な財産管理を図るべき土地について イ 権利関係等に問題がある土地 （イ）所在不明の土地（報告書 P16） 緑区土気町（244㎡）など、4件391㎡がある。 その内容は、①登記簿謄本にはあるが、公図上確認できず、現地の所在を特定できないことによるもの、②道路脇の土地で、道路用地内なのか民有地内なのかの現地を特定できないことによるものである。 これらについては、登記官等と協議のうえ登記抹消手続きをとる、または調査のうえ境界確定するなどの措置を図られたい。	指摘があった所在不明の土地のうち、野呂町500番2の土地（17㎡）については、隣接する土地改良区内の道路及び市道野呂町56号線と一体化し、道路境界確定図及び土地改良区域内においてもその所在を確認できないことから、土地の不存在として平成21年3月31日に地図訂正及び土地表示登記抹消登記を行った。 また、野呂町500番3の土地（27㎡）については、近隣地の境界確定に際し、市道に含まれていることが確認されたため、道路用地として平成21年3月18日に路政課に所管換し、平成21年3月31日に地図訂正及び地積更正登記を行った。 市場町廃道敷（87㎡）については登記簿謄本にはあるが、公図上確認できなかったものであり、新旧公図を確認したところ、法務局が公図の更新時に当該地を誤転記したものであったため、平成20年7月に正しい地番で地図訂正がなされた。また、郷土博物館敷地として平成21年7月に生涯学習振興課へ所管換した。 亥鼻2丁目廃道敷（16㎡）については、現地を特定できないものであったが、平成21年6月に法務局が現地調査の上、職権にて無番地といた隣接地へ地番を附したことで当該地が特定された。 緑区土気町（244㎡）については、権利関係を整理すべく、平成18年11月に土気町名義から千葉市への権利承継に係る所有権移転登記を実施した。境界については、平成19年5月に境界を確定した結果、道路用地内の土地であることが判明したため、道路法に基づく維持管理を要する土地として平成30年10月に管財課から路政課に所管換えを行った。